（別紙様式第１号）

特用林産生産計画認定(変更)申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生（　　歳）

　新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条１の規定に基づき、特用林産生産計画の認定を申請します。

|  |
| --- |
| 特　用　林　産　生　産　計　画 |
| 　　 就 業 地　  |   | 生産経営開始日 |  年　月　日 |
| 　　 就業形態 （該当する形態に全て　 レ印） |  □新規で、きのこ生産経営を開始 □親元就農により生産開始 □夫婦就業 　 |
| きのこの施設規模、年間収入及び年間原木数の現状及び目標 |  |  現状 | 目標（５年後） |
| 施設規模 | ㎡ | ㎡ |
| 年間収入 | 千円 | 千円 |
| 年間原木保有本数 |  　　　　　　本 |  　　　　本 |
| 品目別経営目標 | きのこ品目名 |  | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
|  | 原木本数(本) |  |  | 　 |  |  |
| 生産量（Kg） |  |  |  |  |  |
|  | 原木本数(本) |  |  |  |  |  |
| 生産量（Kg） |  |  |  |  |  |
|  | 原木本数(本) |  |  |  |  |  |
| 生産量（Kg） |  |  |  |  |  |
| 出　荷　先 |  |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族経営の構成 | 氏　　名 | 年齢 | 代表者との続柄 | 現状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間従事日数（日） | 担当業務 | 年間従事日数（日） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇用（年間） | 実人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 臨時雇用（年間） | 実人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 延べ人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| 技術・知識の習得状況 | 研修先等の名称 | 所在地 | 専攻・営農部門 |
|  |  |  |
|  　研修等期間 | 年　　月　～　　　　年　　月 |
| 研修内容等 |  |
|  活用した 補助金等 |  |

（備考）

１ 夫婦が共同で特用林産生産計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。

２　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

３　就業時の就業地等

 ア 「就業地」欄には、就業地の市町村名を記載する。また、就業予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。

　イ 「生産経営開始日」欄には、生産経営を開始した年月日を記入する。また、生産経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。

　ウ　「就業形態」欄には、該当する就業形態の□内にレ印を付す。

　エ　「施設規模、年間所得及び年間原木保有本数の現状と目標」欄には、計画作成時においての現状と将来（生産開始後おおむね５年後）の生産経営の目標を記載する。

 オ　「品目別経営目標」欄は、きのこの種類毎に「原木本数」、「生産量」について、５年間の目標値を記載する。

カ　「出荷先」欄には、主な出荷先について、記載する。

４　「家族経営の構成」欄には、家族経営に携わる者の担当業務及び年間従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。

　ア 「氏名」欄に、代表者以外の者にあっては、経営に携わる者の氏名を記載する。

　イ 「代表者との続柄」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、代表者を基準とした続柄を、それぞれ記載する。

　ウ 年間従事日数は、１日８時間として計算し、毎日１時間ずつ働いた場合には、８日で１日と換算する。

５　「雇用者」欄には、雇用を計画されている場合の「常時雇用」、「臨時雇用」別に現状と将来（生産開始後おおむね５年後）の雇用見通しについて記載する。

６　「技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

　ア　林業高校、林業者研修教育施設（道府県林業大学校）、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。

　イ　先進きのこ栽培農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の法人等名を記載する。

　ウ　上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

（別紙様式第２号）

第　　　号

　年　月　日

 　農林事務所長　様

市町村長

　　　　　　令和　年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書

（実績報告）の提出について

 　年　　月　　日付けで特用林産生産計画（変更）認定申請がありましたので、新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（別紙様式第４号）を作成し、別紙のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 就　業　形　態 | □新規きのこ生産経営者　　　　　　人□親元就業者　　　　　　　　　　　人□夫婦就業者　　　　　　　　　　　人 |

* 特用林産生産計画認定（変更）申請書の写し添付

（別紙様式第３号）

新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画 (変更)審査結果通知書

第　　　号

年　　月　　日

　　市町村長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林事務所長

　　年　　月　　日付けで提出のあった新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画については、審査の結果、(変更)申請書のとおり承認したので（不認定としたので）新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第７条１に基づき通知します。

（別紙様式第４号）

令和　年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（実績報告）

第　　　号

　年　月　日

　　　　農林事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

　新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和2年4月　日付け県流第　　号林政部長通知）第６条１（第７条５）の規定に基づき提出（報告）します。

記

新規きのこ生産者就業定着給付金の給付計画（実績）

|  |
| --- |
| 〇〇年度給付対象者数 |
| 　 | 給付金額 | 内　　訳 |
| 県費 | 市町村費 |
| 独立就業者 | 　　　　　　人 | 千円 | 千円 |
| 　　　　　　千円 |
| 親元就業者 | 　　　　　　人 | 千円 | 千円 |
| 　　　　　　千円 |
| 夫婦就業者 | 　　　　　人(組） | 千円 | 千円 |
| 　　　　　　千円 |
| 計 | 　　　　　人(組） | 千円 | 千円 |
| 　　　　　　千円 |

（別紙様式第５号）

第　　　号

　年　月　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林事務所長

令和　年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金の交付決定について（通知）

 　年　月　日付け　第　　号で申請のあった　　年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、　年　月　日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　（総　　事　　業　　費　　　　　　　　　　　　円）

補助金の額　　　　　　　　　　　　　円

３ 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

４ 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和２年４月１０日付け県流第３３　　　号林政部長通知。以下「要領」という。）及びその他関係通知に従わなければならない。

５ 補助金交付の条件は、前記４に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）　補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（２）　補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（４）　また、補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業終了の翌年度から起算して５年間整理保管しておかなければならない。

（６）　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。

 ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、上記の各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

 イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の間接補助事業者について当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

 ウ　イによる報告は、別記様式により、実績報告を提出した年度の６月１５日までに行うものとする。ただし、該当補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の６月１５日までに報告するものとする。

（７） 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（別紙様式第６号）

新規きのこ生産者就業定着給付金給付申請書

　　年　　月　　日

　　市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条３の規定に基づき新規きのこ生産者就業定着給付金の給付を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 特用林産生産計画の認定番号 | 年　　月　　日　　　第　　　　号　　 |
| 給付申請額 |  |  |  | ０ | ０ | ０ | ０ | 円 |
| 農業次世代人材投資資金及び後継者等就農給付金の就農義務期間内の有無 | □　期間内　　　　　□　期間外□　給付を受けていない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | □　給付されている　□　給付されていない |

　　給付金の振込口座※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 融　関　舗　等　　　金　機　店　名 | 銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫農業協同組合　連合会　農林中金 | 店・所 | 出張所 |
|  |  | 金融機関コード |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 預金・貯金の種類 | 普通預金･当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 郵 便 局 | 記号 |  |  |  |  |  | （当座）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （ふりがな）氏 名 |  |

　　添付書類

・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）※

（別紙様式第７号）

令和　年度　新規きのこ生産就業定着給付金給付決定通知書

　　　　　　　　　　第 　　号

年 　月　 日

　　　　　　　　　　様

市町村長

年　　月　　日付けで申請のあった新規きのこ生産就業定着給付金については、新規きのこ生産就業定着給付金事業実施要領（以下「実施要領」という。）第６条３に基づき、次のとおり給付を決定したので通知します。

記

１．給付金額　　　　　　　　　　　　　 円

２．遵守事項

(1) 給付期間内及び給付期間終了後４年間は、毎年７月末及び１月末までにその前月末日までの６か月の就業状況報告（別紙様式第１３号）を補助事業者に提出すること。

(2) 給付期間内及び給付期間終了後４年以内に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所等変更届（別紙様式第１５号）を補助事業者に提出すること。

(3) 生産計画を廃止する場合は廃止届（別紙様式第８号）を、中止する場合は中止届（別紙様式第９号）を提出すること。

 (4) 給付申請に関する証拠書類は、給付金の給付が完了した年度の終了の翌日から起算して５年間保管しなければなりません。

３．給付金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、受給した給付金を、実施要領第５条７に基づき、返還しなければなりません。

ア　要領第３条の要件を満たさなくなった場合。

イ　廃止届を提出した場合。

ウ　中止届を提出した場合。ただし、補助事業者が中止をやむを得ないと認め、中止から １年以内に再開する場合を除く。

エ　要領第５条６（１）の報告を行わなかった場合。

オ　要領第６条４の就業状況の現地確認等により、計画どおりの生産経営を行っていないと補助事業者が判断した場合。

カ　要領第８条２に定める所長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ　虚偽の申請等を行った場合。

（別紙様式第８号）

廃　止　届

　　　年　　月　　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条４の規定に基づき廃止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止日 | 　　年 月　　日 |
| 廃止理由 |  |

（別紙様式第９号）

休　止　届

　　　年　　月　　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第第５条５（１）の規定に基づき休止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止予定期間 |  年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 休止理由 |  |
| 再開に向けたスケジュール | 年　月　日 |  |
| 年　月　日 |  |
| 年　月　日 |  |
| 年　月　日 |  |

（別紙様式第１０号）

再　開　届

　　　年　　月　　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条５（２）の規定に基づき再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 |  年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 再開日 | 年　　月　　日 |

（別紙様式第１１号）

返還免除申請書

　　　年　　月　　日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条８の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 返還免除を申請する理由 |  |

※添付書類：申請理由を証明する書類等（罹災証明書、医者の診断書等）

（別紙様式第１２号）

返還免除決定（不承認）通知書

第 　　号

年 　月　 日

　　　　　　　　　　　　様

市町村長

年　 月　 日付けで申請のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第６条５の規定に基づき、承認（不承認と）したので通知します

別紙様式第１３号

就業状況報告

○年度　　前半・後半（○～○月分）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年 　　月　　 日

市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条６（１）の規定に基づき就業状況報告を提出します。

1. 就業時期（どちらかにチェックする。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 既に就業している　　　　 | 　 年　　月　　日就業開始 |
|  | まだ就業していない ※ | 　 年　　月　就業予定 |

　　　　※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

２．原木購入実績等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原木きのこの種類 | 施設面積(a)・原木本数等 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合　計 |  |
| 家族労働力 | 氏 　　名 | 年齢・続柄等 | 従事日数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 雇用労働力 | （人・日） |

３．経営規模の報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営地 | 区分 | 面積（a） |
| 所有地 |  |
| 借入地 |  |
| 生産 | 品目 | 生産量（Kg） | 売上実績(円) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．計画達成に向けた今後の課題

|  |
| --- |
|  |

添付書類

別添　１．作業日誌の写し

２．通帳及び帳簿の写し＊１

３．施設及び主要な機械の一覧等の写し＊１

（変更がない場合、２回目以降の報告の際は既に提出している施設等の写しは省略することが出来る。）

別添１

作業日誌

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作　業　内　容 | 作業時間 |
| 　月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  月　　日 |  |  |
|  | 合　計 |  |

（別紙様式第１４号）

住 所 等 変 更 届

　　 　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

市　町　村　長　　様

氏　名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第５条６（２）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 氏名住所電話番号その他（　　　　　） |
| 変更後 | 氏名住所電話番号その他（　　　　　） |

（別紙様式第１５号）

第　　　号

　年　　月　　日

市町村長　様

農林事務所長

　令和　年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金の額の確定について（通知）

 　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定した　年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第１４条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　事　 業 　名　　新規きのこ生産者就業定着給付金事業

２　確定補助金額　　金　　　　　　　　　円

（別紙様式第１６号）

　　　令和　年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業実績総括表

【農林事務所名：　　　　　　　　】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 受給者住所・氏名 | きのこ品目 | 原木生産本数 | 生産額 （千円） | 給付金額（千円） |
| 県補助金 | 市町村費 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |